

美しいまちづくりへの確実な一歩に！ 「電柱も街並み景観の一部」

美しいまちづくりには、街中の風景もとても大事です。家や店の周りが清潔に保たれていたり、壊れたもの・汚れたものが放置されていないまちは、住んでいる人にも、そこを通る人にも、とても気持ちの良いものです。

私たちのまちが町内外の人の目に常に触れていると意識すると、何気ない電柱や道路、自分の家までも当別のまちの風景の一つと感じられます。

街中にある電柱に貼り付けられている、住宅販売や消費者金融のはり札・はり紙。そのほとんどは、屋外広告物法・北海道屋外広告物条例という決まりに違反しています。電柱には無断で広告物を貼っても、剥がしてもいけません。

この対策に町では年に2回、違法な屋外広告物の除去作業を行っています。

このような地道な積み重ねが美しいまちづくりへの確実な一歩と考えて、みなさんと協力した取り組みを進めています。



違法な屋外広告物

4～9月 違法広告物除去実績	
違法はり札	282枚
違法はり紙	205枚
合計	487枚



除去後の綺麗な街並み

まちづくり推進課 (☎3 - 3073)

国保

入院時食事負担減額制度をご存知ですか

病気やけがのため入院した場合の食事は、治療による保険給付(7割～9割)とは異なり定額で1日780円を負担することになっています。

標準負担は1日単位で定めていますので、退院時に朝食しか食べていない場合も、入院中に3食取った場合も同額です。

町民税非課税世帯には減額制度がありますので、役場国保年金係で申請をしてください。

認定を受けると

1日650円(1年以内に90日を越える入院をした長期入院該当者は500円)

減額認定証の交付手続き

国保年金係に申請 国民健康保険標準負担額減額認定証の交付
入院先病院へ提示

※1 入院する日が決定している場合は、事前に申請してください。

※2 緊急な入院などの場合でも、月をまたがらないうちに「減額認定証」の交付を受ければ、入院料は減額された食事負担の請求になります。

※3 「減額認定証」の交付前に退院し、1日780円を負担した町民税非課税世帯は、領収書と世帯主名義の通帳などを持参し申請すると差額分を支給します。

詳細 住民生活課国保年金係 (☎3 - 2467)

年金

保険料の追納で満額の年金を受けましょう

国民年金保険料を免除された期間や学生納付特例期間の保険料は



10年以内であれば、さかのぼって納めることができ、これを「追納」といいます。追納すると、これらの期間は保険料を納めていた期間として扱われ、減額されない年金を受けられますので、余裕ができて保険料を納められるようになったときには、計画的に追納することをお勧めします。

ただし、免除や学生納付特例の適用を受けた年度から2年度が過ぎると、当時の保険料より増額された保険料となります。

保険料額など詳しくは国保年金係または社会保険事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料と税

納めた保険料は、所得税や住民税の課税対象所得から差し引かれますので、会社などの年末調整や確定申告の際、社会保険料控除として申告してください。

役場窓口年金相談日

12月10日・24日の水曜日
役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 12月19日(金)
10時～15時

場所 商工会館(錦町)

国民年金保険料の納付相談日

主催 札幌北社会保険事務所
日時 12月8日(月)
10時30分～15時30分
場所 役場第二庁舎(白樺町)

消防

危険物取扱者・消防設備士試験など受験・受講できます

①第4回危険物取扱者試験

■試験種類 乙種(第1～6類)・丙種

②第2回消防設備士試験

■試験種類 甲種(第1～5類)・乙種(第1～7類)

試験日 (共通)2月8日(日)
試験地 札幌市ほか6市
受付期間 12月10日(水)～18日(木)

③消防設備士講習

消防法の規定により消防設備士は、免状の交付を受けた日から2年以内、その後5年以内に講習を受けなければなりません。

■講習区分 消火設備、警報設備、避難設備、消火器

講習日 (次の期間中の1日)
1月19日～23日・3月1日～5日
講習地 札幌市
受付期間 11月26日(水)～12月16日(火)
詳細 当別消防署消防課指導係(錦町・☎3-2537)

相談

交通事故でお困りの方は相談ください

交通事故に遭われた時などに自賠責保険や自動車保険の内容、保険金請求手続きなどについて、専門の相談員が無料で相談に応じます。

相談日時 月～金曜 9時～12時、13時～17時

弁護士相談日 毎月第2・4木曜 13時～16時(予約制)

問合せ 日本損害保険協会北海道支部札幌自動車保険請求相談センター(☎011-290-1881)

健診

健康チェックはお済みですか
年に1度は定期的な検診を

病気の早期発見・治療や生活習慣病予防のため、この機会に是非受診しましょう。

各検診内容などについては下の表をご覧ください。

①胃・肺・大腸がん検診～3つのがん検診が町内で受診できます。

日時 1月29日(木)
7時30分～9時30分
会場 ゆとろ(西町)

申込期限 1月16日(金)

②巡回ドック～基本健康診査と3つのがん検診がセットで受診できます

日時 2月5日(木)・6日(金)
7時30分～9時30分

会場 ゆとろ(西町)

申込期限 1月23日(金)

③基本健康診査

受診期間 3月末日まで(お早めに受診ください。)

実施機関 町内の医療機関

④肝炎ウイルス検診～巡回ドック・基本健康診査と一緒に受診できます。

⑤訪問基本健康診査～医師が家庭を訪問し健診します。

対象 40歳以上の寝たきりの方、または介護中で受診できない家族の方。

各検診の申込・詳細 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎3-2346)

検診名	検査内容	対象	料金
胃・肺・大腸がん検診	胃がん検診～胃バリウム検査	35歳以上	1,000円
	肺がん検診～胸部レントゲン検査(必要者にはたん検査)	16歳以上	無料(800円)
	大腸がん検診～便の潜血検査	40歳以上	500円
巡回ドック	基本健康診査～血液検査、尿検査、心電図、血圧測定など	40歳以上	500円
	胃・肺・大腸がん検診がセットで受けれます		上記がん検診と同じ
基本健康診査	血液検査・尿検査・心電図・血圧測定など	40歳以上	500円
肝炎ウイルス検診	血液検査	40・45・50・55・60・65・70歳の方と過去に肝機能検査で異常があった方	②の場合 500円 ③の場合 600円

生活保護を受けている方は、無料。

当別町国民健康保険加入者は、各種がん検診のみ無料。

統計調査

製造事業所の方は統計調査にご協力をお願いします

経済産業省では、工業統計調査を平成15年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、そ

の活動実態を明らかにすることを目的としたもので、12月から1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ 総務課総務係(☎3-2330)